

第5章 介護サービスの充実

< 介護保険サービスの概要 >

介護保険制度は、市町村等が保険者となって、40歳以上の人が納める保険料と税金で運営され、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の1割をサービス事業者を支払って、サービスを利用する平成12年4月に開始された社会保障制度です。

平成18年度の介護保険制度改正の背景には、軽度の認定者の大幅な増加と重度化という問題を解消するために、それまでの介護給付サービスが見直され、要介護状態等の軽度者を対象として要介護状態等の軽減、悪化の防止に重点をおいた介護予防サービスを提供する予防給付がスタートしました。

そのため、介護保険サービスは、要介護者に対するサービス【介護給付】と、要支援者に対するサービス【予防給付】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように【地域密着型サービス】が類型化されました。このサービスについては、本市がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

	山梨県が指定・監督を行うサービス	中央市が指定・監督を行うサービス
【介護給付】を行うサービス	<p>居宅サービス</p> <p><訪問サービス> 訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 特定福祉用具販売</p> <p>施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <p>新 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 新 複合型サービス</p>
【予防給付】を行うサービス	<p>介護予防サービス</p> <p><訪問サービス> 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具販売</p> <p><通所サービス> 介護予防通所介護（デイサービス） 介護予防通所リハビリテーション</p> <p><短期入所サービス> 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護 介護予防福祉用具貸与 住宅改修（予防給付分）</p>	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>介護予防支援</p>

現状と課題

第4期においては、計画策定当初に見込んでいた認定者数を大きく上回って推移しており、特に要介護度4・5の重い方が急激に増加しています。ただし、給付費が高い施設サービスの利用者は計画値を下回っており、在宅サービスの利用者が大幅に増加していることが伺えます。

団塊の世代の人々が高齢者となり、認定者数の増加も見込まれる第5期期間においては、居宅サービス、施設サービス、地域密着サービスの全サービスにおいて、より適切なサービス量を見込むとともに、供給量を十分に確保し、質の高いサービスを提供し続けられるよう努める必要があります。

また、介護保険事業の適正な運営には、サービス提供事業者との連携を強化するとともに、適正に給付することで、介護保険制度自体の信頼を高めていくことが必要です。

重点施策

- 1 介護・介護予防サービスの提供体制の充実
- 2 サービス提供事業者との連携
- 3 介護保険制度の適正運営の推進

施策の方向

1 介護・介護予防サービスの提供体制の充実

居宅サービス

供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう事業者へ働きかけます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業者と連絡をとりながら、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。

福祉用具の機能についての理解や利用普及のため、広報を行い、サービス周知に努めます。

利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で、納得のいく住宅改修となるよう、連携体制を整え、支援していきます。

施設サービス

適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。

施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。

身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

医師会や病院団体等との連絡を密にし、高度な医療の提供だけでなく、利用者の立場に立ったりハビリテーションや健康づくりを充実させるよう要請していきます。

地域密着型サービス

地域の実状や本計画の見込量を勘案しつつ、事業者の指定、指定の取り消し、指定基準や介護報酬の設定を行います。

事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

小規模多機能型居宅介護は、本市においては従来にない新しいサービスとなりますので、サービス内容の周知に努めていきます。

2 サービス提供事業者との連携

サービス提供事業者には、利用者の選択に資する情報を公開することが義務づけられています。この制度についての周知を徹底し、利用者が自らサービスを選択できるよう支援していきます。

事業所に対して介護サービスに対する適切な指導・監督を行うとともに、地域密着型サービスが適切に運営されるよう、地域密着型サービス運営委員会による意見をふまえて、事業所の指定及び指導・監督を行います。

3 介護保険制度の適正運営の推進

市のホームページやパンフレット等で、利用者や介護者に対して、サービスの種類やサービスの利用方法などの情報をわかりやすく提供します。

介護保険に関する苦情・相談は、市で受け付けており、受け付けた苦情や相談については、関係機関と連携して、事業者の協力を得ながら、迅速な対応に努めます。

居宅介護支援事業所の質の向上のため、事業者連絡会等による情報提供や様々な連絡会への参加要請などを実施していきます。

要介護認定の調査結果と認定審査会用資料との整合性を点検し、チェック項目や記載内容の不備等がないか、確認します。

福祉用具の購入及び住宅改修のサービスを利用している方を必要に応じて訪問し、本人の状態にあった福祉用具、住宅改修工事かどうかの調査、確認を行います。

利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制を目的に、介護保険利用者に対して、利用したサービス事業所、サービスの種類、給付費、利用者負担額等を記載した介護給付通知書を送付します。

サービス・事業の展開

< 第4期実績値と第5期計画値 >

第4期実績の平成21年度と平成22年度分については、国保連合会から提供された確定給付統計（年間集計分）の利用実績を、平成23年度分については、4月実績から8月実績の確定給付統計（月間集計分）を1年分に拡大して記載しています。

第5期計画値については、国より配布された「第5期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）」に平成22年6月と平成23年6月の給付実績データを読み込んで推計された数値をベースに、補正等を行って計画値を見込んでいます。

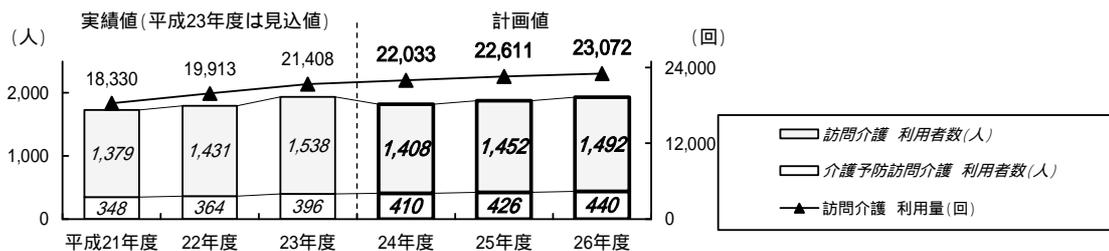
居宅サービス

ア) 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が在宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問介護	利用量（回/年）	18,330	19,913	21,408	22,033	22,611	23,072
	利用者数（人/年）	1,379	1,431	1,538	1,408	1,452	1,492
介護予防訪問介護	利用者数（人/年）	348	364	396	410	426	440
合計	利用量（回/年）	18,330	19,913	21,408	22,033	22,611	23,072
	利用者数（人/年）	1,727	1,795	1,934	1,818	1,878	1,932

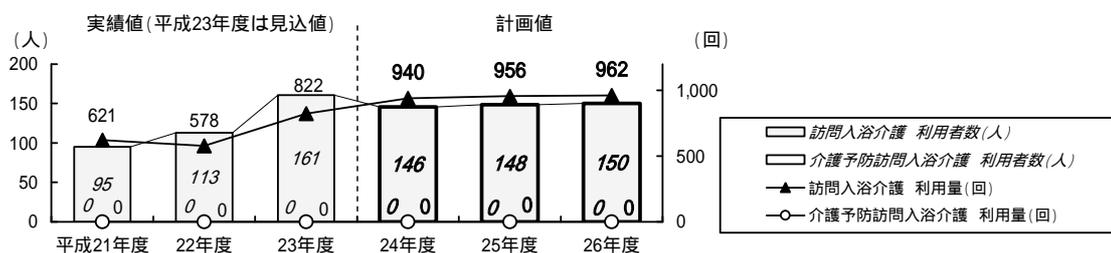
*介護予防訪問介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません。



イ) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

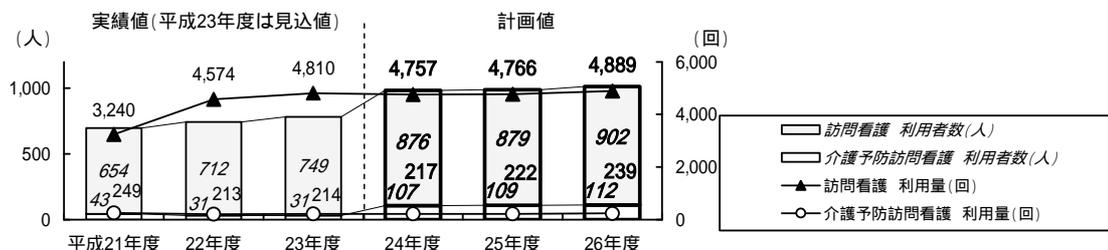
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴介護	利用量（回/年）	621	578	822	940	956	962
	利用者数（人/年）	95	113	161	146	148	150
介護予防 訪問入浴介護	利用量（回/年）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0
合計	利用量（回/年）	621	578	822	940	956	962
	利用者数（人/年）	95	113	161	146	148	150



ウ) 訪問看護、介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

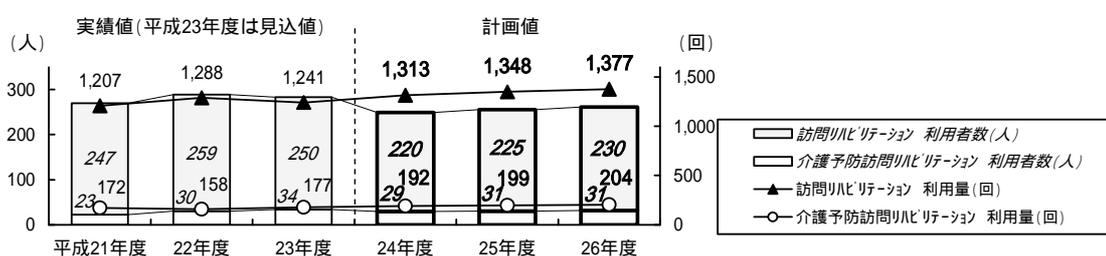
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問看護	利用量（回/年）	3,240	4,574	4,810	4,757	4,766	4,889
	利用者数（人/年）	654	712	749	876	879	902
介護予防 訪問看護	利用量（回/年）	249	213	214	217	222	239
	利用者数（人/年）	43	31	31	107	109	112
合計	利用量（回/年）	3,489	4,787	5,025	4,974	4,988	5,128
	利用者数（人/年）	697	743	780	983	988	1,013



エ) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が在宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

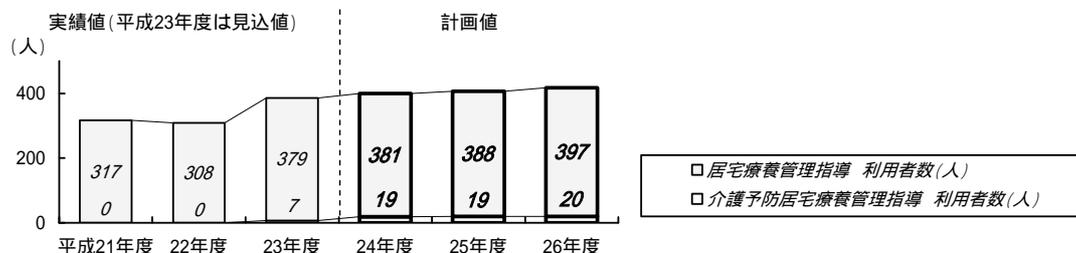
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	1,207	1,288	1,241	1,313	1,348	1,377
	利用者数(人/年)	247	259	250	220	225	230
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	172	158	177	192	199	204
	利用者数(人/年)	23	30	34	29	31	31
合計	利用量(回/年)	1,379	1,446	1,418	1,504	1,547	1,581
	利用者数(人/年)	270	289	283	249	256	261



オ) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	317	308	379	381	388	397
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	0	0	7	19	19	20
合計	利用者数(人/年)	317	308	386	400	407	418

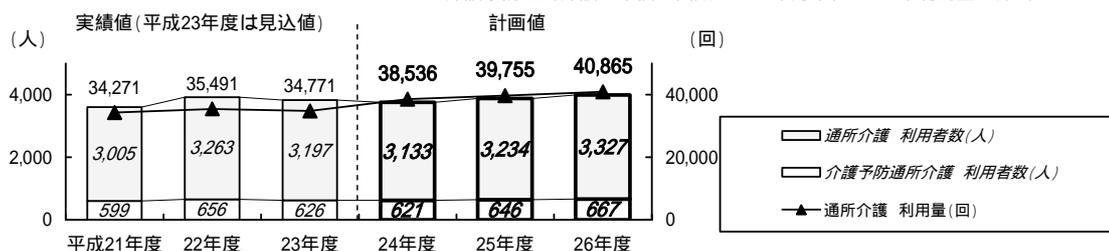


カ) 通所介護、介護予防通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けます。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
通所介護	利用量（回/年）	34,271	35,491	34,771	38,536	39,755	40,865
	利用者数（人/年）	3,005	3,263	3,197	3,133	3,234	3,327
介護予防通所介護	利用者数（人/年）	599	656	626	621	646	667
合計	利用量（回/年）	34,271	35,491	34,771	38,536	39,755	40,865
	利用者数（人/年）	3,604	3,919	3,823	3,754	3,880	3,994

*介護予防通所介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません。

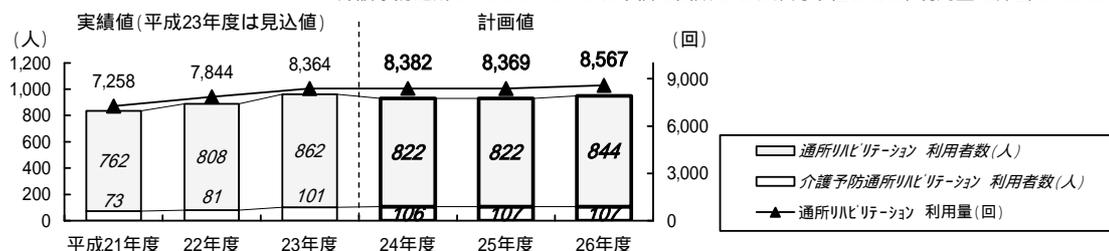


キ) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けます。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
通所リハビリテーション	利用量（回/年）	7,258	7,844	8,364	8,382	8,369	8,567
	利用者数（人/年）	762	808	862	822	822	844
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/年）	73	81	101	106	107	107
合計	利用量（回/年）	7,258	7,844	8,364	8,382	8,369	8,567
	利用者数（人/年）	835	889	963	929	929	950

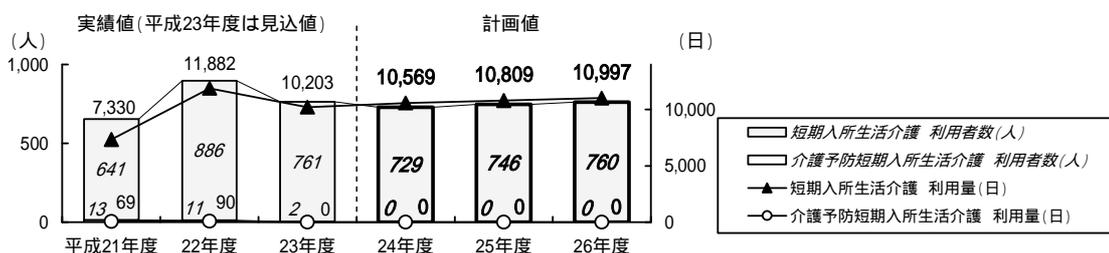
*介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません。



ク) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養ショートステイ）

特別養護老人ホーム等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を受けます。

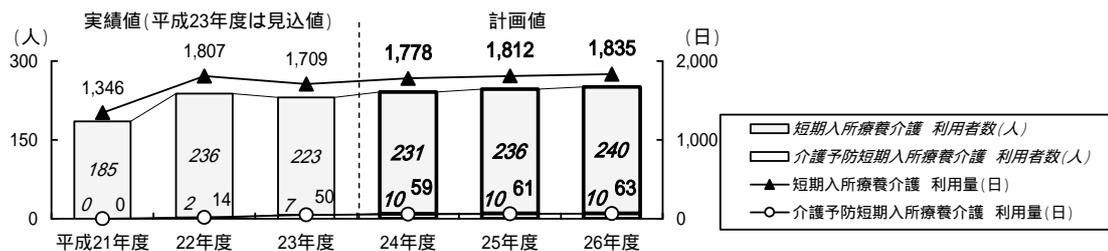
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所生活介護	利用量（日/年）	7,330	11,882	10,203	10,569	10,809	10,997
	利用者数（人/年）	641	886	761	729	746	760
介護予防短期入所生活介護	利用量（日/年）	69	90	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	13	11	2	0	0	0
合計	利用量（日/年）	7,399	11,972	10,203	10,569	10,809	10,997
	利用者数（人/年）	654	897	763	729	746	760



ケ) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設（老健）介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けます。

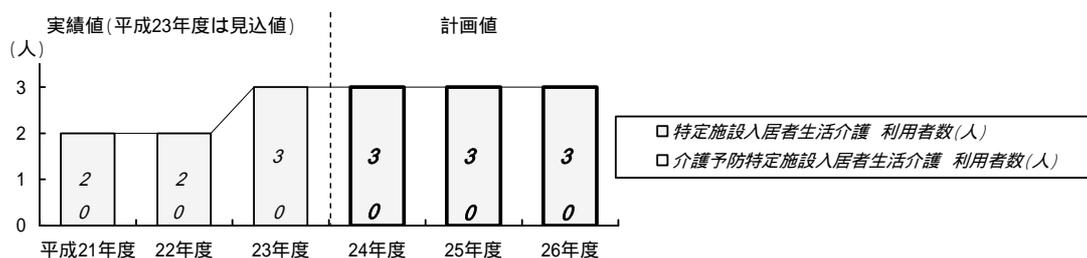
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所療養介護	利用量（日/年）	1,346	1,807	1,709	1,778	1,812	1,835
	利用者数（人/年）	185	236	223	231	236	240
介護予防短期入所療養介護	利用量（日/年）	0	14	50	59	61	63
	利用者数（人/年）	0	2	7	10	10	10
合計	利用量（日/年）	1,346	1,821	1,759	1,837	1,873	1,897
	利用者数（人/年）	185	238	230	241	247	250



コ) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を受けます。

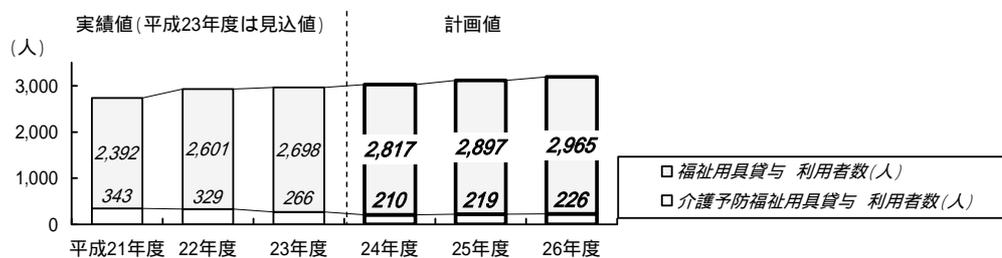
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	2	2	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人/月)	2	2	3	3	3	3



サ) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を受けます。

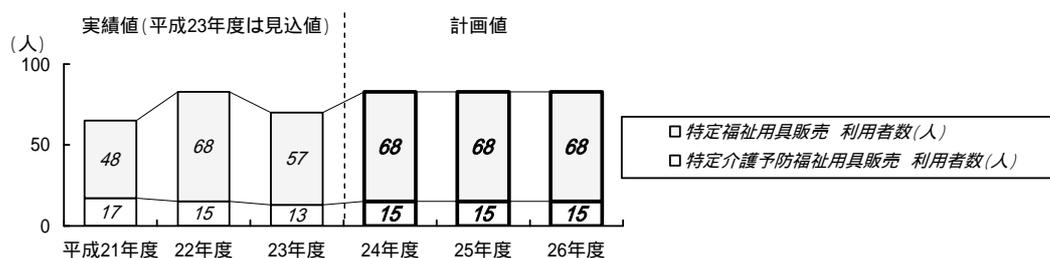
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	2,392	2,601	2,698	2,817	2,897	2,965
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	343	329	266	210	219	226
合計	利用者数(人/年)	2,735	2,930	2,964	3,028	3,116	3,191



シ) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いまたは受領人払いで支給されます。

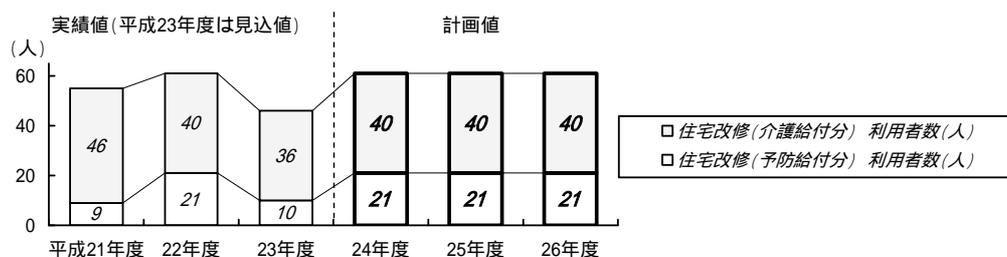
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特定福祉用具販売	利用者数（人/年）	48	68	57	68	68	68
特定介護予防福祉用具販売	利用者数（人/年）	17	15	13	15	15	15
合計	利用者数（人/年）	65	83	70	83	83	83



ス) 住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を償還払いまたは受領人払いによって給付することで、支援されます。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
住宅改修(介護給付分)	利用者数（人/年）	46	40	36	40	40	40
住宅改修(予防給付分)	利用者数（人/年）	9	21	10	21	21	21
合計	利用者数（人/年）	55	61	46	61	61	61

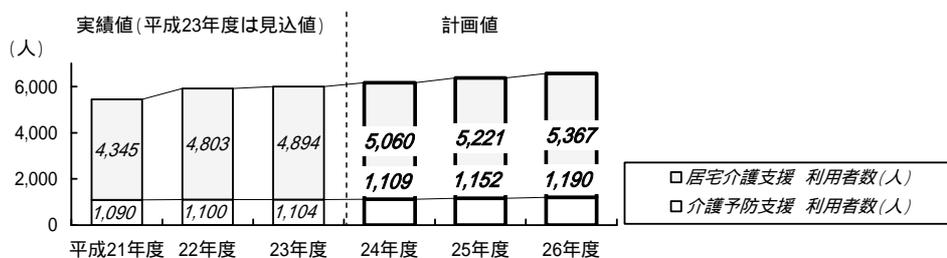


セ) 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護支援	利用者数(人/年)	4,345	4,803	4,894	5,060	5,221	5,367
介護予防支援	利用者数(人/年)	1,090	1,100	1,104	1,109	1,152	1,190
合計	利用者数(人/年)	5,435	5,903	5,998	6,168	6,373	6,558

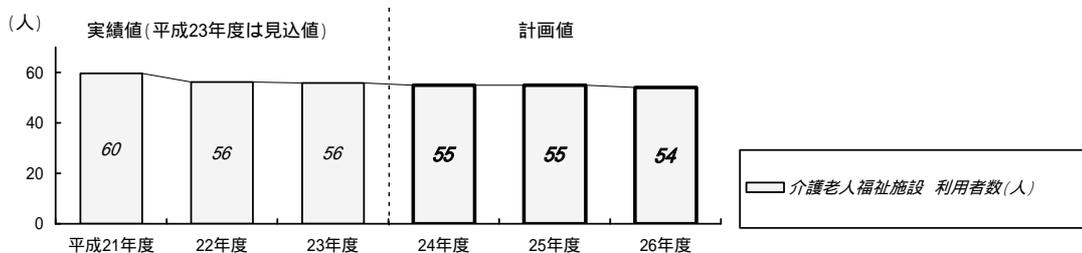


施設サービス

ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を受けます。

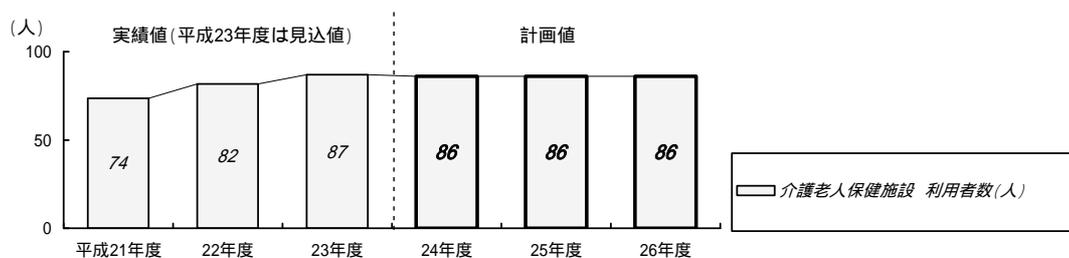
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護老人福祉施設	利用者数(人/月)	60	56	56	55	55	54



イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を受けます。

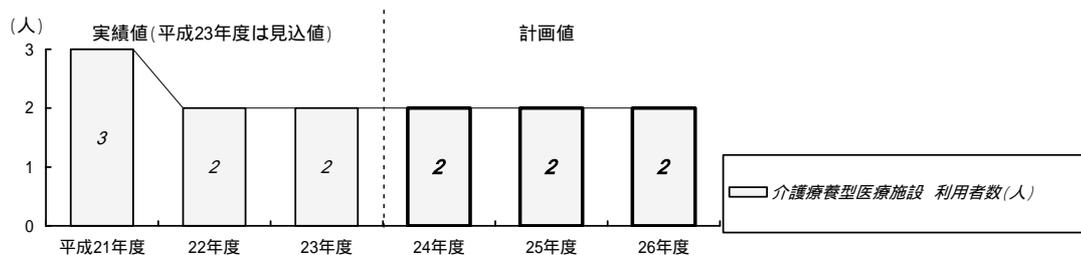
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護老人保健施設	利用者数(人/月)	74	82	87	86	86	86



ウ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を受けます。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護療養型医療施設	利用者数(人/月)	3	2	2	2	2	2



地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。今回の第5期計画では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」の新たに2つのサービスが加わり、8つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

このサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。また、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに市長が行うこととなっています。

< 地域密着型サービスの種類 >

サービス名称	要介護者の利用	要支援者の利用	サービス内容
ア)定期巡回・随時対応型訪問介護看護		×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
イ)夜間対応型訪問介護		×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
ウ)認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)			認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
エ)小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)			25人以下が登録し、様態に応じて15人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
オ)認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)			グループホーム
カ)地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護		×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
キ)地域密着型 特定施設入居者生活介護		×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
ク)複合型サービス		×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

また、『地域密着型サービス』と『居宅サービス・施設サービス』とは、以下のような相違点があります。

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービスや施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画書への掲載方法 (計画値の設定)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方(上記3、4)	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」で協議	

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

第5期計画に創設された新しいサービス体系ですが、参入事業者が見込めないことから、第5期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

イ) 夜間対応型訪問介護

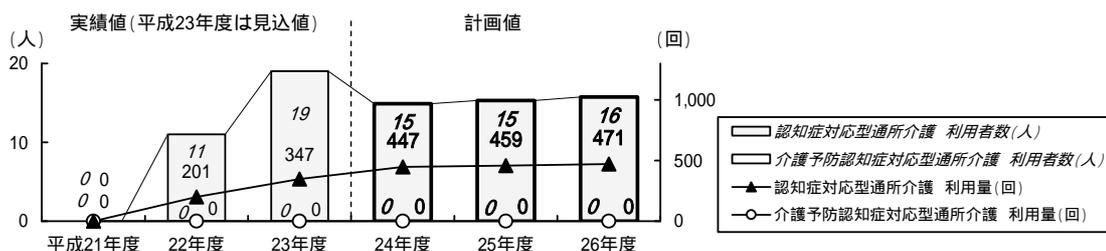
夜間対応型訪問介護は、在宅においても、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の在宅でのケアを行うものです。

国の試算では、利用対象者が300人程度（人口規模では20万～30万人程度）いなければ事業が成り立たないと想定されており、第5期計画においても、本サービスの実施は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

ウ) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

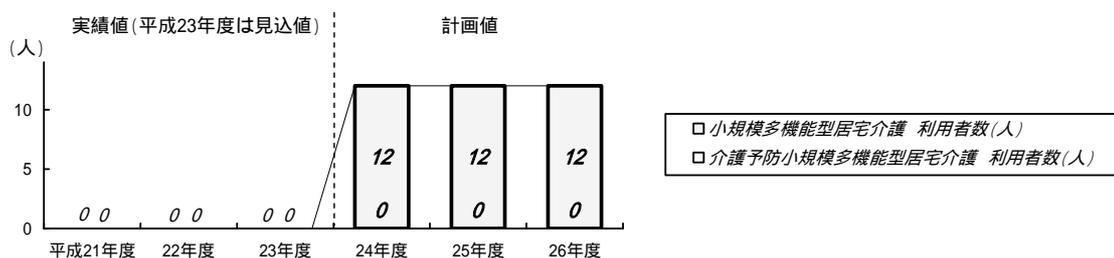
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	201	347	447	459	471
	利用者数(人/年)	0	11	19	15	15	16
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/年)	0	201	347	447	459	471
	利用者数(人/年)	0	11	19	15	15	16



エ) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、在宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

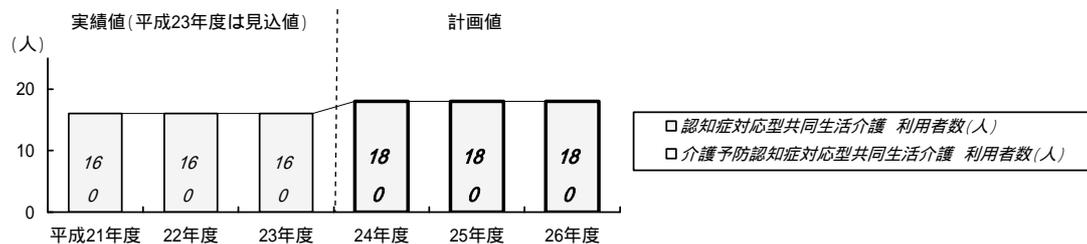
		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12



オ) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	16	16	16	18	18	18
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人/月)	16	16	16	18	18	18



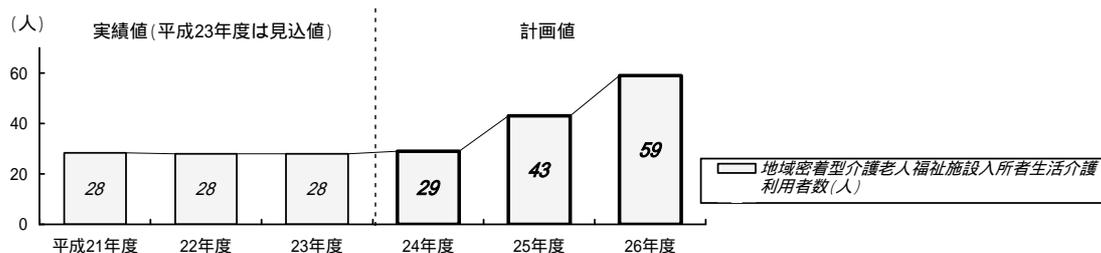
【生活圏域別 必要利用定員数(月あたり)】

	第5期 計画値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
玉穂地区	18	18	18
田富地区	0	0	0
豊富地区	0	0	0
合計	18	18	18

カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数(人/月)	28	28	28	29	43	59



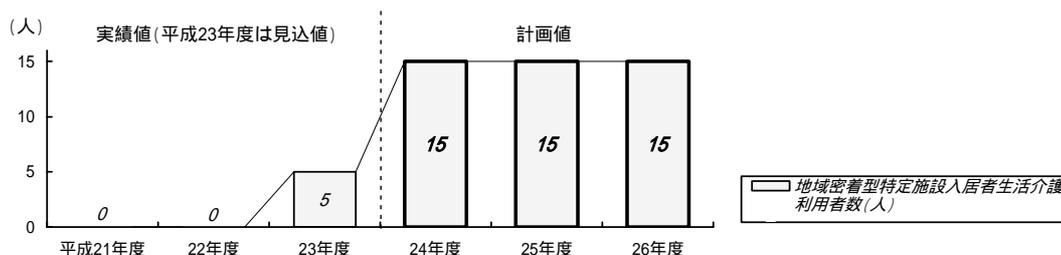
【生活圏域別 必要利用定員数(月あたり)】

	第5期 計画値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
玉穂地区	29		
田富地区	0	58	59
豊富地区	0		
合計	29	58	59

キ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

		第4期 実績値			第5期 計画値		
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	利用者数(人/月)	0	0	5	15	15	15



【生活圏域別 必要利用定員数(月あたり)】

	第5期 計画値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
玉穂地区	0	0	0
田富地区	15	15	15
豊富地区	0	0	0
合 計	15	15	15

ク) 複合型サービス

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

第5期計画に創設された新しいサービス体系ですが、既存のデイサービスや訪問看護での対応もある程度可能である観点から、第5期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

市町村特別給付等

市町村特別給付は、保険者である市町村が独自で設定するもので、たとえば要介護者及び要支援者が対象とした寝具の洗濯や乾燥サービス、あるいは移送サービス等が該当します。しかし、この給付事業に要する費用は、全て第1号被保険者の保険料で賄うため、第1号被保険者の経済的負担が増加します。

第5期計画においても、基幹となるサービスの安定的な供給を目指すことに集中するためにも、本市では市町村特別給付としての事業は実施しないものとします。

また、補足給付として、高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費があります。

高額介護(予防)サービス費は、介護保険において、要介護者等が1か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額(1割)が、一定の上限額を超えたときに、その超えた分が申請により支給される給付です。世帯及び所得区分によって3段階に分けて限度額が設定されていますが、福祉用具購入・住宅改修費の1割負担や施設サービス等での食費・居住費、その他の日常生活費等は含みません。

特定入所者介護サービス費・介護予防特定入所者介護サービス費は、介護保険の施設サービス(介護保険施設及び、地域密着型介護老人福祉施設)や短期入所サービスを利用した時などの居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

また、高額医療合算介護(予防)サービス費は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

介護給付等費用適正化事業【任意事業】

事業内容

介護給付費通知...サービス内容や金額に誤りがないか確認するとともに、介護サービスに関心を持ってもらうために介護給付費を通知します。

認定調査状況チェック...認定調査が適切に実施されることと調査員の質の向上を図ることを目的に実施します。

住宅改修等の点検...利用者本人の状況等を確認し、適切な助言や代替案の提案等を行います。